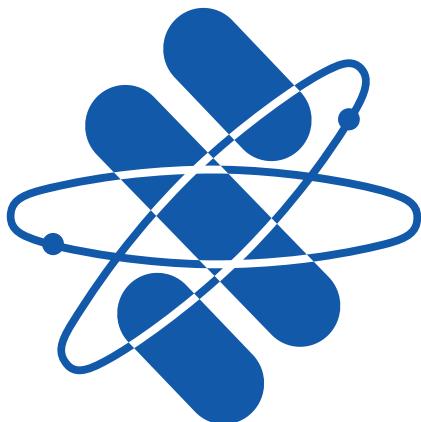


第 58 回

定時株主総会 招集ご通知



株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年6月21日（金曜日）

午前10時

（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	20
監査報告	23
株主総会参考書類	28
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	

証券コード 4752

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2024年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号

株式会社昭和システムエンジニアリング

取締役社長 尾 崎 裕 一

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト

https://www.showa-sys-eng.co.jp/ir_info_soukai.html

（「第58回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「昭和システムエンジニアリング」又は「コード」に当社証券コード「4752」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）をご参照のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場所 東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第58期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示がなされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎電子提供措置事項のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載の内容は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（本書1頁）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

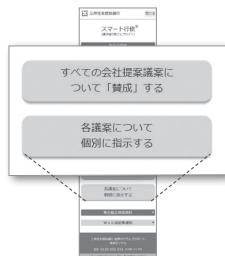
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

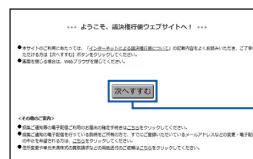
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

提供書面 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化を背景に景気は緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、世界的な金融引き締めによる影響、資源価格や物価の上昇、地政学的リスク等、先行きは引き続き不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する情報サービス産業においては、多岐にわたる業種で生産性向上、競争力強化やコスト削減を目的としたデジタル化への対応等、システム投資需要は堅調に推移いたしました。その一方でシステムエンジニアの不足が常態化しており、IT人材の育成が急務となっております。

このような環境下、当社は中期経営計画「+transform 2nd Stage」2年目として①DXの推進、②既存ビジネス領域の維持・拡大、③社内デジタル基盤の強化、④人材確保と働き方改革の4つを基本方針として引き続き事業を推進いたしました。

DXの推進及び社内デジタル基盤の強化については引き続き自社のDX推進に注力し、生産性を向上させるとともに、AI/データサイエンティスト、クラウドエンジニア等高度人材育成の強化を図ってまいりました。

既存ビジネス領域の維持・拡大については主要顧客の重点投資領域に沿って積極的な提案活動を行い、受注拡大を図ってまいりました。

人材確保と働き方改革については当事業年度では、従業員エンゲージメントの維持・向上、人材確保のための採用競争力の強化を目的とし、新卒を含む全従業員の賃金改定を実施いたしました。

その結果、当事業年度の業績は昨年の過去最高業績を更新し、売上高7,960百万円（前期比12.3%増）、営業利益908百万円（前期比19.0%増）、経常利益923百万円（前期比19.0%増）、当期純利益660百万円（前期比25.4%増）と二期連続最高業績となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業は、売上高7,831百万円（前期比12.7%増）、売上総利益1,387百万円（前期比13.8%増）となりました。

b. BPO事業

BPO事業は、売上高129百万円（前期比4.8%減）、売上総利益16百万円（前期比59.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2021年3月期)	第 56 期 (2022年3月期)	第 57 期 (2023年3月期)	第 58 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	6,013,545	6,460,659	7,086,088	7,960,929
経 常 利 益 (千円)	513,881	622,196	776,112	923,560
当 期 純 利 益 (千円)	345,852	420,057	526,831	660,503
1株当たり当期純利益 (円)	78.16	95.08	120.42	151.18
総 資 産 (千円)	6,769,373	7,222,445	7,676,703	8,285,884
純 資 産 (千円)	3,713,275	4,013,914	4,412,225	4,931,044
1株当たり純資産額 (円)	839.19	917.50	1,008.55	1,138.49

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。

2. 第58期（当事業年度）の状況につきましては、前記「1. 会社の現況(1)当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画「+transform 2nd Stage」における4つの基本方針を推進し、バイモーダルなビジネスカンパニーへの成長を目指し、それぞれの課題に注力してまいります。

① DXの推進

DX人材不足が社会的な課題とされる中、当社においても重要課題と位置付けているDX人材の育成については、下記3点について継続し、戦略的な人材育成計画を推進してまいります。

- ・AI/データサイエンス分野のエンジニア育成（選抜制）
- ・クラウドエンジニア育成（選抜制）

・DXリテラシー教育（全社員対象）

また、選抜育成メンバーを積極的にDX案件へ参画させ、顧客が求めるDXの実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

② 既存ビジネス領域の維持・拡大

企業におけるDXへの取り組みは、今後も引き続き継続していくものと考えます。当社が長年にわたり培ってきたナレッジや経験を活かして、レガシーシステムのモダナイゼーションをはじめとする顧客の重点投資分野に対して引き続き積極的な提案活動を推進するとともに、高品質かつ信頼性に優れたサービスを提供し、既存ビジネスの安定的成長を目指してまいります。

また、人材確保においては、パートナー推進室が中心となって主導した優良なビジネスパートナーの開拓及び連携強化の取り組みが成果をあげており、引き続き注力していくことで、更なる拡大、強化をはかってまいります。

③ 社内デジタル基盤の強化

業務フローを刷新する新たな社内基幹システムを稼働させたことにより、更なる業務プロセスの変革に注力してまいります。

また、社内業務のデジタルライゼーションを継続し、より一層の生産性の向上を図るとともに、場所、時間にとらわれない柔軟な働き方の推進及び災害などの外的要因に揺るがない強固なIT基盤の構築を進めてまいります。

④ 成長戦略としての人材確保と働き方改革

IT人材不足が深刻化するなか、当社では採用競争力の強化及び従業員エンゲージメントを高めるべく、全従業員に対し賃金改定を行いました。

加えて、新卒採用においては、オンライン、Face to Faceのアプローチを柔軟に切り替える採用活動により、計画通りの新入社員を迎える事が出来ました。当施策の継続に加え、文系学生に向けたプログラミング体験講座の開催等の新たな取り組みを計画し、優秀な人材の確保に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、コンピュータのソフトウェア開発事業、BPO事業及びその他関連諸事業を主たる業務としております。

事業区分	事業内容
ソフトウェア開発事業	企業のコンピュータシステムに係るシステムインテグレーション、コンサルティング、ソフトウェアの設計・開発・保守など、基盤領域を含むソフトウェア開発の全領域に対応した総合的なサービスを行っております。
BPO事業	金融機関向け事務代行、健康診断予約代行、スキャニングサービスなど、業種を問わず様々な業務支援を行っております。

(6) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

本 社 東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
大阪支社 大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
455名	5名増	38.2歳	15.4年

(注) 上記使用人数には、取締役及び臨時社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社愛媛銀行	10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,810,000株 (自己株式478,801株を含む)
- (3) 株主数 2,064名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
尾 崎 裕 一	1,017,900株	23.50 %
古 殿 恭 子	474,000株	10.94 %
有 限 会 社 オ ー エ ム 商 事	200,000株	4.61 %
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	180,000株	4.15 %
昭和システムエンジニアリング従業員持株会	177,500株	4.09 %
B I P R O G Y 株 式 会 社	150,000株	3.46 %
山 口 勝 彦	125,100株	2.88 %
戸 堀 淳 子	100,000株	2.30 %
山 口 岳 彦	96,000株	2.21 %
光 通 信 株 式 会 社	90,000株	2.07 %

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。
持株比率は、自己株式 (478,801株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾 崎 裕 一	
代表取締役専務	立 花 昌 幸	ソリューションサービス事業本部長
専務取締役	関 口 雅 博	経営管理本部長
取 締 役	川 合 雅 浩	ソリューションサービス事業本部第三統括部長
取 締 役	小 口 修 一 郎	ソリューションサービス事業本部ビジネスイノベーション室長兼大阪支社長兼第一統括部管掌
取 締 役	宮 本 智 之	ソリューションサービス事業本部第二統括部長
取 締 役	高 橋 修	経営管理本部戦略推進室長
取 締 役	有 坂 洋 文	日興システムソリューションズ株式会社代表取締役会長
取 締 役	榮 哲 男	
常 勤 監 査 役	西 川 康 雄	
監 査 役	西 牧 良 悦	税理士
監 査 役	野 口 英 明	弁護士

- (注) 1. 取締役 有坂洋文氏、榮哲男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西牧良悦氏、野口英明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 榮哲男氏、監査役 西牧良悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 西川康雄氏は、当社取締役を経験し、経理財務一般及び当社の戦略やガバナンス並びに業務プロセスに関する豊富な知識を有しております。そのため、当社の経営の監査を行うに相当する知見を有しております。
5. 社外監査役 西牧良悦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役 野口英明氏は、弁護士の資格を有しており、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

2024年3月31日をもって、有坂洋文氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は日興システムソリューションズ株式会社代表取締役会長であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

また、2024年3月31日をもって社外取締役を辞任いたしました有坂洋文氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るものとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。なお、社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の固定報酬は、月例の固定報酬とし、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、当社内部規定で定めた役位ランク別支給基準に基づき、役員全員が同意し決定する。

ハ 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、代表取締役社長が年度業績との連動を鑑み、当社内部規定に定める役位ランク基準に基づき各々の月額固定報酬額に乗じた月数を算定し、下記の支給基準に則り、支給の範囲(案)を経営会議で諮問し、承認されたのち取締役会で審議する。支給にあたっては1ヶ月を経過する日までとする。

なお、支給の決定に際しては、監査役会及び社外取締役に支給の妥当性について意見を求めるものとする。

<支給基準>

- ・ 配当方針である配当性向30%~40%が保たれること
- ・ 内部にて定める利益基準を満たしていること

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動等 報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	124,962千円 (6,000)	98,100千円 (6,000)	26,862千円 (-)	-	9名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,600 (5,400)	18,600 (5,400)	-	-	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	143,562 (11,400)	116,700 (11,400)	26,862 (-)	-	12 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月19日開催の第26回定時株主総会において年額1億8千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち、社外取締役は0名)です。
3. 監査役報酬限度額は、1989年5月27日開催の第23回定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役有坂洋文氏は、日興システムソリューションズ株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間でシステム開発委託の取引があります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
有坂洋文	取締役	当事業年度において、2024年3月31日辞任までに開催された取締役会16回のうち15回に出席し、主に経営者として培った幅広い見識を活かし、社外の客観的見地から適宜発言を行っております。また、IT業界における長年の業務経験を踏まえた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
榮哲男	取締役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、社外の客観的見地から適宜発言を行っており、特にIT業界で培った見識に基づく専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
西牧良悦	監査役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会20回の全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
野口英明	監査役	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会20回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東邦監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社取締役会は、監査役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断をし、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定した場合は、本議案を決議の上、株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の前事業年度における業務執行状況や実績を分析・評価し、当事業年度の監査計画、報酬額の見積りの算出根拠、算定内容の合理性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項に則り同意を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人が当社の経営理念及び行動指針に基づき、法令、定款及び社内規則の遵守はもとより社会規範を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。
- ロ 内部牽制組織を設け、定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ハ 社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、使用人が直接通報できるよう内部通報の制度を設ける。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するために、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努める。
- ホ 反社会的勢力排除に向け、当社「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たないこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、規程に則り、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

- イ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ 各種委員会その他重要会議の議事の経過及びその関連資料
- ハ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 経営全般に係るリスクに対応するため、リスク・危機管理規程を定め、その整備・運用をするとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視又は審査する。
- ロ 有事においては、リスク・危機管理規程に基づき各事業部門又は会社全体として対応することとする。
- ハ 災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。
- ロ 社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定する。
- ロ 使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ハ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑥ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- イ 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
 - 取締役及び使用人が、監査役へ報告を行うことができる体制を維持し、いかなる場合においても報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取り扱いを行わないものとする。
- ⑦ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役職務の執行上認められる費用等の支出については、その効率性及び適正性に充分留意し、速やかに費用又は債務を処理する。
- ⑧ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
 - 取締役は、監査役による監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役が監査を行うための環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」を内部牽制組織である「サステナビリティ推進委員会」のもと、実効性ある体制の整備、運用、維持、見直しを推進するとともに、定期的に運用状況を取締役会において評価いたしております。

運用状況の概要は以下のとおりです。

- ・ 取締役会は取締役9名（うち、社外取締役2名）で構成されており、当事業年度において16回開催され、重要事項の審議、業務執行状況の報告が行われ、議場においては、独立した立場から社外取締役が、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
- ・ 監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、上述の取締役会に出席するとともに、監査上の重要課題等について監査役監査の実効性を高めております。
- ・ 経営全般に係るリスクに対応するため、リスク・危機管理規程、コンプライアンス規程等の有効性を精査し、実効性ある運用を図っております。

2024年度も引き続き同基本方針に則り適正な運用に努めるよう徹底してまいります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と収益力の向上を維持するとともに、今後の業績に裏付けられた適正な利益配分を行っていくこととし、従来の安定的な配当に加え、配当性向を当社の特別損益を控除して算出される当期純利益の30%～40%相当を目標として継続的に実現することを目指してまいります。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,699,920	流 動 負 債	1,290,679
現金及び預金	5,783,834	買掛金	310,552
売掛金	880,459	短期借入金	10,000
仕掛品	2,577	未払金	111,336
前払費用	32,370	未払費用	87,196
その他	677	未払法人税等	174,233
固 定 資 産	1,585,964	未払消費税等	108,050
有 形 固 定 資 産	157,425	預り金	28,838
建物	39,760	賞与引当金	459,537
構築物	3,383	その他	935
車両運搬具	7,975	固 定 負 債	2,064,160
器具及び備品	5,263	役員退職慰勞未払金	60,973
土地	101,043	退職給付引当金	2,003,187
無 形 固 定 資 産	55,444	負 債 合 計	3,354,840
ソフトウェア	52,112	純 資 産 の 部	
その他	3,332	株 主 資 本	4,878,280
投 資 其 他 の 資 産	1,373,094	資本金	630,500
投資有価証券	464,528	資本剰余金	553,700
従業員長期貸付金	2,896	資本準備金	553,700
繰延税金資産	692,702	利 益 剰 余 金	3,995,800
差入保証金	148,171	利益準備金	99,000
会 員 権	58,377	その他利益剰余金	3,896,800
その他	6,419	別途積立金	740,000
資 産 合 計	8,285,884	繰越利益剰余金	3,156,800
		自 己 株 式	△ 301,719
		評価・換算差額等	52,763
		その他有価証券評価差額金	232,142
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 179,378
		純 資 産 合 計	4,931,044
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,285,884

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,960,929
売 上 原 価		6,556,638
売 上 総 利 益		1,404,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		495,413
営 業 利 益		908,877
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226	
受 取 配 当 金	9,338	
受 取 手 数 料	472	
受 取 家 賃	1,860	
助 成 金 収 入	1,459	
雑 収 入	1,614	14,970
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
固 定 資 産 除 却 損	98	
自 己 株 式 取 得 費 用	137	288
経 常 利 益		923,560
税 引 前 当 期 純 利 益		923,560
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	278,421	
法 人 税 等 調 整 額	△15,364	263,056
当 期 純 利 益		660,503

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	2,671,289	3,510,289
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			—			△174,993	△174,993
当 期 純 利 益			—			660,503	660,503
自己株式の取得			—				—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	485,510	485,510
当 期 末 残 高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	3,156,800	3,995,800

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△237,938	4,456,551	135,052	△179,378	△44,326	4,412,225
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△174,993			—	△174,993
当 期 純 利 益		660,503			—	660,503
自己株式の取得	△63,781	△63,781			—	△63,781
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）		—	97,089	—	97,089	97,089
当期変動額合計	△63,781	421,728	97,089	—	97,089	518,818
当 期 末 残 高	△301,719	4,878,280	232,142	△179,378	52,763	4,931,044

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	石 井 克 昌
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 寄 研 多
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	笠 原 武

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和システムエンジニアリングの2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、会計監査人が職業倫理遵守の方針のもと独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社昭和システムエンジニアリング 監査役会

常勤監査役 西川 康雄

社外監査役 西牧 良悦

社外監査役 野口 英明

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と収益力の向上を維持するとともに、今後の業績に裏付けられた適正な利益配分を行っていくこととし、従来の安定的な配当に加え、配当性向を当社の特別損益を控除して算出される当期純利益の30%~40%相当を目標として継続的に実現することを目指してまいります。

第58期期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は216,559,950円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びガバナンス機能の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
いまむらてつや 今村哲也 (1963年1月2日生)	1986年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社） 入社	—
	2008年4月 日興システムソリューションズ株式会社執行役員	
	2010年3月 日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）システム統括部長	
	2014年4月 日興システムソリューションズ株式会社専務取締役	
	2019年4月 同社取締役副社長	
	2021年6月 株式会社インテリジェントテクノロジー代表取締役 会長	
2023年6月 日興システムソリューションズ株式会社嘱託社員 現在に至る		

- (注) 1. 今村哲也氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 今村哲也氏は、前記略歴のとおり過去10年以内において、当社の特定関係事業者である日興システムソリューションズ株式会社の業務執行者でありました。
3. 今村哲也氏は、IT業界における長年の業務経験及び経営者として培った幅広い見識を活かしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般について実効性のある助言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 本総会において、今村哲也氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室



東京メトロ日比谷線	小伝馬町駅	3番出口	徒歩約2分
J R 総武本線	新日本橋駅	5番出口	徒歩約5分
J R 総武本線／都営新宿線	馬喰町駅／馬喰横山駅	1番出口	徒歩約5分
東京メトロ銀座線／半蔵門線	三越前駅	A 10番出口	徒歩約8分
都営新宿線	岩本町駅	A 5番出口	徒歩約9分
都営浅草線／東京メトロ日比谷線	人形町駅	A 5番出口	徒歩約9分
J R 中央線／山手線／京浜東北線	神田駅	南口	徒歩約12分



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

